

喜多方市奨学金ガイド

目 的

- ◇ この制度は、喜多方市奨学資金貸与条例に基づき、優秀な生徒または学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められる者に対して、基金原資の範囲内で奨学資金を貸与するものです。

資 格

- ◇ 下記の要件を備えており、所属学校長より推薦を受けた者
- (1) 喜多方市に引き続き3年以上居住していること
 - (2) 成績が優秀で、身体が強健であること
 - ・第1学年から申込時までの学業成績の評定（5段階法による）を全科目について平均した値が3.0以上で、進学後も特に優れた学業成績を修める見込みがあること。
 - ・学校保健法による定期健康診断の結果により、医師が修学上支障なしと判断した者。定期健康診断によることができないときは、医師が健康診断を行い、その結果により修学上の支障がないと判断した者。
 - (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること
 - (4) 他の機関が行う奨学資金を受けていないこと
 - ・福島県奨学資金、日本学生支援機構などの奨学金を受けていないこと。

貸 与 額

- ◇ 奨学資金を貸与する期間は、学校の正規の修学期間となります。したがって、休学したり修学年限を過ぎても卒業できなかった場合は休止又は停止となります。また、奨学生として不適当と認められる場合も停止となります。なお、貸与は毎月10日に月額を指定口座へ振り込みます。（10日が土曜・休日の場合は前日）

学 校 区 分	貸 与 月 額
高 校	15,000円
高 等 専 門 学 校 専 修 学 校 専 門 学 校	25,000円
短 期 大 学 大 学	30,000円

返 済

- ◇ 奨学資金の貸与を受けた者は、卒業の1年後から貸与を受けた2倍の期間内に、納付書によりその全額を月賦、半年賦または年賦で償還しなければなりません。なお、一括返済もできます。また、奨学金の返済に関しては無利息となりますが、納付期限を過ぎても返済完了しない場合は、年10%の割合で延滞金を徴収する場合があります。
- ◇ 奨学生が退学し、又は奨学金を辞退し、若しくは停止されたときは、その日の属する月の翌月の初日から6か月後から上記の方法により償還しなければなりません。
- ◇ 貸与終了後に上級の学校へ進学した場合や疾病等の場合には、償還の猶予を申し出ることができます。
- ◇ 奨学金の貸与が終了すると返済の義務が生じます。償還金は、後輩奨学生の奨学金として直ちに活用される重要なものですので、必ず期間内に返済願います。

申込手続き

- ◇ 出願に必要な書類は、下記のとおりです。
 - (1) 奨学生願書
 - (2) 奨学生推薦調書（学校長よりの推薦調書）
 - (3) 所得証明書（年金受給者を含む世帯全員分）※就学者分は不要です。
 - ◇ 奨学生願書・奨学生推薦調書は、喜多方市内の中学校・高等学校にも備え付けてあります。所得証明書は、市役所税務課で申請してください。
 - ◇ 出願に必要な書類が揃いましたら、下記のいずれかへ提出してください。
 - ※中学生は、在学する中学校へ提出してください。
- ◎教育委員会 教育総務課教育総務係 お問い合わせ先：Tel0241-24-5304
- ・熱塩加納総合支所 教育委員会担当者（住民課内）
 - ・塩川総合支所 教育委員会担当者（住民課内）
 - ・山都総合支所 教育委員会担当者（住民課内）
 - ・高郷総合支所 教育委員会担当者（住民課内）

そ の 他

- ◇ 奨学生は、次のような場合には連帯保証人及び保証人と連署の上、直ちに届け出なければなりません。
 - (1) 休学・転学・復学・退学したとき
 - (2) 本人・連帯保証人等の身分、住所、その他重要な異動があったとき